第6回 国と地方TF 議事概要

1. 日時 : 平成 19年9月4日(火) 17:30~18:30

2. 場所 : 永田町合同庁舎 2階 第 2 共用会議室

3.議題 : 岩手県遠野市からの規制改革要望について

4. 出席者:【規制改革会議】川上主查、安念委員、小田原委員、米田委員

【遠野市】本田市長

(岩手県遠野市関係者入室)

川上主査 今日はわざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。

これから 1 時間ほど、先にいろいろお話をお聞きして、その後、質疑応答という格好でお願いしたいと思います。

本田市長 ありがとうございます。今日はこのような機会をいただきましたことを感謝申し上げ たいと思います。

まず、どぶろくについてですが、何とか知恵を出しながら生き残りをかけてということで、いろいろ懸命に努力をしております。どぶろくは自家製濁酒というものの中にあって、規制緩和の中で免許をもらうことにつきましても、さまざまな壁がいっぱいございました。こうして全国第1号で免許はもらい、いろいろな形での発信はしているわけでございますけれども、中身的にはまだまだ規制がいっぱいかかっておりまして、我々が思うような形での対応には決してなっていないのが実情であるということも、今日これからの中で少し触れてみたいと思っております。

また、平成の大合併が一段落した中にございまして、私どもの地域もお隣の 5,500 人ほどの宮守村という村と合併をいたしました。一時は 3 万 7,000 人台までいた人口が 2 万 7,000 人まで落ち込んで、宮守村と合併し、ようやく 3 万 2,000 人台まで持ち込んだということになっているんですけれども、人口減少は避けて通れない中にございまして、既に合併してこの 10 月がまいりますと、ちょうど 2 年になるんですけれども、1 年に 600 人ずつぐらい減っておりまして、3 万 2,000 人を割ってしまっている。このままでいくと、あと 4 年から 5 年でまた 3 万人を割ってしまうという厳しい状況に置かれておるということにもなるのではないかなと思っております。

そういう中でございまして、新型交付税がいろいろ打ち出されたり、さまざまな補助金を交付金化するという動きもあるわけでございますけれども、それが必ずしも地域の実態といったものを受け止めていないのではないのかなという1つのジレンマの中で、行政運営をせざるを得ないという状況にあろうかと思っております。

今日はレジュメといたしまして、お手元に用意させていただきました。20分ほどでございますので、このレジュメに基づきまして、簡単に今の遠野市における状況を踏まえながら、是非検討いただきたい、あるいはさらなる我々地方も均衡の発展という言葉は今は余り使わなくなってきてはおりますけれども、そういった人口減少社会にあって、それぞれの地域の特性を生かしながら、幾分でも活力を見出せるような1つの新たな仕組みといったものを是非お願い申し上げたいと思って

おります。

ただいま申し上げましたとおり、1ページには当市の状況を書いてございます。

平成 17 年 10 月 1 日に 3 万 2,364 人でスタートしたわけでございますけれども、既に 600 名ほどの人口減少になってございますから、 3 万 2,000 人を割ったことになろうかと思います。

面積は825.62km²ということで、私どもはよく佐渡島の大きさがそのまま遠野市だという言い方をしておりますけれども、北上山系のど真ん中にありまして、このような広い面積の中で3万2,000人の市民が精一杯頑張っておるという状況になろうかと思います。

産業別就業者数や純生産額は、一次産業がかなり減ってきております。そういった意味においては、バランスがある程度取れているのかなと思っていますけれども、1次産業は基幹産業でございまして、この部分におけるいろんな制度のしがらみと申しますが、いろいろな面で現場としての矛盾を抱えながら対応をしておる状況にあろうかと思います。

ただいま申し上げましたとおり、日本のふるさと再生特区ということで、構造改革特区にチャレンジをしてみました。ちょうど私がこの職に就いたのが平成 14 年でございまして、その年に特区構想というものがあるぞと聞きまして、これで何か遠野としてできることはないかなということでいるいる議論いたしました。

大体 4 月から 10 月ごろまでは観光客もまずまずの入り込み、交流人口もまずまずでございますが、11 月に入りますと、物の見事にどんと減ってしまうわけでございます。そして、11 月から翌年 2 月、3 月までは本当に交流人口、観光客も途絶えてしまう中にございまして、どべっこ祭りというものをやっておったわけです。どべっこというのは、遠野の言葉でどぶろくのことを方言でどべっこと言うんです。造り酒屋さんが造っておった濁り酒を曲り家のいろり端で昔話を聞きながら、昔懐かしいふるさとといったものを体感してもらおうということで、どべっこ祭りというものを行っておったわけでございます。幾分かの観光客というか、是非ふるさとといったものを感じ取りたい、遠野ならではの昔話を聞きながらということで、効果を上げておったわけでございます。そうであれば、どぶろくもどきではなくして、本物のどぶろくを飲んでもらったらいいのではないかということが、そもそもチャレンジする大きなきっかけであったわけでございます。

そこで、日本の典型的な農村地域における構造改革の推進モデルという部分の中で、農家民宿あるいは特定農業者による濁酒の製造事業、あるいは地方公共団体または農地保有合理化法人による 農地または採草放牧地の特定法人への貸付といったような4事業の中から、ぬくもりとおもてなし、 面白さとやる気という1つのキーワードで、どぶろくに取り組んでみたわけでございます。

その後、どぶろく特区として全国第1号の認定をいただきました。その結果、若干手前みそになりますけれども、日本のふるさと再生特区という言葉も遠野のイメージとよくマッチングし、非常に関心を呼ぶ結果になりました。観光客の入り込み数が回復に向かっていたということで、対前年比約10%伸び、そして、順調にこのような形での宿泊客も伸びていったという部分になります。これは平成16年度では1つのピークとなりましたけれども、17、18年度も6万7,000人、8,000人台を維持してございます。実は今年のNHKの朝の連続テレビ小説『どんど晴れ』では、遠野が舞台になりまして、この夏23%ほど観光客が伸びております。そのような形で都市と農村の交流が活

発化してきたという1つの結果になってございます。

それから、どぶろくの製造量につきましても、352 リットルから始まったわけでございますけれども、今、製造する方が4件まで増えておりまして、製造量も増えてきています。農村地域での個性の違う1つの起業化といったものが、この中でできたのではないかと私は思います。規模は小さいけれども、やはり1つの大きな集客力につながるものとしての起業化をここで立ち上げることができたのではないか。身の丈の中で無理しなくてもできた。

いろんな制約はあるけれども、先ほども御紹介しましたとおり、どぶろく研究会が立ち上がって、 いろいろ情報交換をしようとか、申告書の書き方などもみんなで研究してみようかとなったり、あ るいはソフトクリームやどぶろくかき氷、ピンク色のような新しいどぶろくも登場する。

それから、この研究会を通じまして、それぞれの地域が抱えている課題、どぶろくという4文字の中から、それぞれの地域の悩みといったものを共有でき、またどうすればそこに風穴をあけることができるかといったようなことを1つのきっかけといたしまして、自主的な研鑽の土俵ができたことにつながってきたのではないかと思っております。

交流から定住について、私は、人口減少は避けて通れないと思っております。少子化の中でございますので、避けて通れない。これから産めよ増やせよといっても、どうしても限界があります。その中で交流から定住へという流れとして、都市の足らざる部分と地方の足らざる部分をお互い補い合いながら、交流から定住ということで、グリーン・ツーリズムという言葉が使われておりますけれども、遠野ツーリズムという展開はできないだろうかということで、昨年 10 月「で・くらす遠野」という官民挙げての組織を立ち上げました。これは「遠野で暮らす」という言葉から創った造語ということになります。

今「ふるさと納税」が政府でも議論されております。私どもも、実はふるさと市民制度の検討の際に税金が取れないかという話をいたしました。これは、税に関わること、特区については、玄関払いというか、全く受付しないというルールがありましたので、会費という名にしてございますけれども、会費であるとほとんどインパクトはありません。会費を払ってということになれば、どこでもやっていることになるわけでございます。

そこでまず何とか税のようなものの位置づけができないかということで、ふるさと市民制度というものを立ち上げまして、前の菅総務大臣が岩手県にお出でになった際も、ふるさと市民制度というものを立ち上げた。間違えなくお金を払っているんだから、交付税の算定基礎にふるさと市民を算定できないかという話をしたわけでございます。交流人口で幾らお金を下ろしたかということであれば、交流人口の拡大に努力していることを客観的な数値と捉えて、交付税の算定基礎にするという手法はあるけれども、客観的には評価できない。大臣、我々はふるさと市民制度で100人、150人が間違えなくお金を払っているという名簿もあるし、台帳もある。ふるさと市民証というものも交付している。だから、東京に住んでいても、遠野市市民だという捉え方をしながら、交付税の算定基礎に人口を入れられませんかという話をして、大臣に直接物を言ったことがあるんです。このような形でふるさと市民制度をスタートさせております。

ただ、会費に対する対価という部分については、インパクトのあるサービスを我々もうまく出せ

なくて、今 100 人ちょっとが会員としてふるさと市民になっていただいております。私はこれを 1,500 人から 2,000 人にもっていきたいと意気込んでいるわけでございますけれども、なかなかこれは難しい状況にあります。

こういった中にございまして、大変な刺激になっており、やればできるという意識が市民の間に 芽生えてきた。

私もどぶろくにつきましては、規制緩和と言いながらも、量の制限が撤廃されただけで、あとは何も撤廃されていない。また税務署に届ける書類も 80 枚ほどは出さなければいけない。アルコール度数によっても課税額が違いますから、とにかく全部記入して、それを税務署に出さなければならないという大変な手間暇がかかります。だから、簡易にどぶろくであれば 15 度。いちいち調べなくても 15 度だという形でできませんかということも財務省にいるいろお願いしたんだけれども、酒税法の根幹を壊してしまうことになるから、それは一切認められない。ただ、その手間暇が大変なんです。それでやれやれと言っても、何ともならない。農家は牛の乳をしぼり牛乳にし、しいたけをやり、そして、いろいろな農業をまさに家族ぐるみでやっているときに、とてもではないが記録をとったり、さまざまな書類をつくるというのは大変なわけでございますから、この辺はもっと地域の実情に沿った形での対応をやる必要があるのではないのかなと思ったりもいたしております。

それから、市民の間に小さな起業が次々と出てまいりました。ここにございますが、木の絵本ということで、4つの積み木を積み重ねながら、子どもに読み聞かせることのできるような1つの物語をつくるものであるとか、あるいは TOHNESE というもので、イタリア語で TOHNESE というのは、遠野の人という意味なんですけれども、サレルノ市というところと遠野市が『遠野物語』の縁で交流をしておりまして、そのこともございまして、きざな言葉ですけれども、古くて新しいものは光輝くという中で、古いものをいつまでも守っていてもだめなので、そこに新しいものをどんどん入れていかなければならないということで、TOHNESE という切り口の中から、自らが持っているいろんな地域の足元にあるものを大切にしよう。それを光輝くものにしようという形で、ブランド商品の認定、TOHNESE ということも、今、地域のものに誇りを持とうという形になっております。

5ページに「規制改革の拡充要望」ということで「新たな課題」「考えられる対応策」「対応できない要因」「規制改革の拡充提案」という形で整理してございます。

どぶろくは、観光客の方々には、大変喜んで飲んでいただいております。しかし、濁酒の中に米粒がある。これは絶対濾してはならない。濾してしまうと清酒になってしまって、自家製濁酒ではない。したがって、絶対に濾してはならないことになっていますから、米粒が残っているわけでございます。非常に飲みにくい。だから、大粒の米を取り除く中で飲みやすいものができないかとなると、濁酒は米等を原料として発酵させたもので、濾さないものに限るという1つの前提であるわけでございまして、絶対にだめだということを言われております。本当に昔懐かしいどぶろくを飲む。そして、皆さんが親しみながらという部分でございまして、もっとお客さんに飲みやすいものとしてという部分にあっても、まだまだこういった規制がかぶさっておるということになるのでは

ないかなと思っていまして、このように確かに小さな課題ですけれども、地元の中において柔軟に解決できる1つの規制改革といったものも、小さな試みの中にも考えていただければなという部分もございます。

酒税法の根幹を崩すとか、あるいはそういう1つの大きな中にあって、製造そのものが否定されることには、私どもはならないのではないのかなと思っておりますけれども、やはりそこは越えられない壁になっているということでございます。

次は「その他 (地域産業の活性化について)」でございます。

これにつきましては、やはり大きな課題でございまして、遠野市も土地面積の約8割は森林でございます。国産材の需要が伸びてきているものの、林業関係者はその恩恵を受けていない。

林野庁の大きな補助事業の中で、木材総合供給モデル基地というものが整備されております。川上から川下という形で、原木供給から加工し、付加価値を付けながら供給するという循環型の地域産材の物流の拠点として整備されておりますけれども、市場と地方の供給を結ぶ仕組みがきちっとできておらなくて、川上から川下に流れない状態になってきております。いまだ森林が8割もあるといいながら、原木すらなかなか手に入らない。なぜかというと、やはり流通の部分の中における1つの大きな流れがその中にあるということ。

それから、山の手入れというものもかなり深刻な状況になってきておりまして、除間伐などの国 庫補助制度は用意されてはおりますけれども、なかなかそれを進められないでいる。

そして、またいろんな急傾斜地と申しますが、間伐をしようにも大変なコストがかかるわけでございます。山林所有者が昔から代々伝わってきた、自分たちのおやじが、あるいはおじいさんが、先祖が大事にしてきた山だと言いながら、現在は山林所有者もエネルギーもなければ労力ない。体力がないという状態の中で、補助金といってもどうしようもないような状況になってきておるというのが、正直なところだと思っております。

新型交付税ということで、国もいろいろ打ち出しをいたしました。人口減少の中にあって、交付税そのものも人口が1つのベースになっている。しかし、人口減少の中にあっては、交付税がどんどん減るということは、ごく当たり前の方程式が成り立つわけでございますけれども、合併したんだから、面積も要件に入れますという話もあったので大分期待しておりました。

開けてみましたら、面積は面積で宅地がそれに大きくカウントされておりまして、肝心な森林は宅地の 25% しか措置されない仕組みとなっております。山の手入れなり、あるいは森林産業、今、大きく疲弊してきております建設業などは、大きく切り込める余地として地方にはあると思っているんです。その部分にも切り込めない状態になっておるということであれば、山や森林というものに対する 1 つの対応がかなり遅れているのではないのかなという認識を持っております。

補助金を受けるために必要な負担、補助金は必ず裏負担があるわけでございますが、これすらどうしようもなくなってきているわけでございますから、その部分において、ますます大変になるのではないかなと思っています。

山は手入れしたものと手入れしていないものでは全然違うんです。きちんと手入れしたものは、 物の見事に太く節もなくてきちんと伸びていますから、材としては、本当に価値が出てくるわけで ございますけれども、除間伐をしないと曲がったり、節だらけになったりして、ほとんど材としての価値がなくなってしまう。その効果が出てくるのは、やはり 20 年、30 年後になるわけでございますから、山の手入れというものがいかに大切であるかということが、まだまだなおざりにされている。

それは今の補助金制度の中にあっては、山林所有者にということになっていますし、森林組合そのものも昔のような体力がなくなってきている。我々自治体の厳しい行財政の中にあっては、自らがリストラをし、何とか生き残るのに精一杯だというのも実情でございますから、本当であれば、山にもあるいは農地にもさまざまな形で経費をかけ、良好な国土と申しますが、そういった地方としての豊かな自然、やはり農地は農地であり、山は山でなければならないという部分はあるわけでございますけれども、特に私が子どものころと比べますと、川の水量が大幅に減っているんです。これは山の保水力がなくなっているという部分が、物の見事に表れているのではないかなと思っていまして、そういった部分における森林に対する切り込みなどもかなり大きく、今の森林組合であるとか、あるいは補助金制度の1つのありようなどにつきましては、新たな仕組みといったことが必要になってきているのではないのかなという感じもしております。

公共事業の投資も、かつては 30 億円、40 億円の公共事業を持っていたわけでございまして、予算も 20 年前は一般会計ベースで約 180 億円から、ときには 200 億円ぐらいまでいったことがあるわけでございます。今、合併して、約 150 億円台になっていますから、公共事業も目いっぱい頑張っても 20 億円。勿論やればいいというものではありませんから、見直しが当然必要でございますけれども、公共事業も大幅に減らざるを得ない。

その中にあって、1つのつくるという部分もあるけれども、今リフォーム技術などもどんどんよくなってきていますから、ある地域資源をあるいは施設をどのようにして生かすかという部分において、特に合併が進みまして、学校にしろ、公共施設にしろ、いわゆる余っていると言えば変ですけれども、使われなくなっている施設があるわけです。これを何とかして利活用したい。このようにすれば、もっと地域の実情に応じて使える。このような手をちょっと入れれば使える。このようにすれば、もっと生かせるという部分もあるわけでございますけれども、例の補助金適化法であるとか、補助金のいろいろな制度の縛りの中で、いわゆる目的外使用である。そうだったのであれば、その補助金を返せ。既に20年、30年前にも一定の役割を果たしているわけでございます。それは返さなくてもいい。思い切って地域のために使え。そのかわり、変なものはつくるな。地域の実情に合って、地域住民が喜ぶようなものであればどうぞ使いなさい。補助金も返さなくてもいいという部分の中で、ストックしておる資源と申しますか、施設と申しますか、そういったものは存分にというのはちょっと言葉が言い過ぎでございますけれども、思い切って任せることがあってもいいのではないか。そうすると、いろんな形でよけいなお金をかけなくてもいいし、リフォームするなり、さまざまな手を加えることによって、ささやかだけれども公共事業もその中にも出てくるという部分も見出すことができるのではないのか。

私どもの合併は一市一村ですから、そんなには大きな合併ではありませんけれども、岩手県の中におきましても、6つの自治体が合併したりしています。少子化ですから、学校などもこれからど

んどん児童生徒がどんどん減ってきます。学校再編も避けて通れない。空き教室なり、空き学校などはどんどん出てくる。私どもも合併いたしましたから、旧宮守役場、100 人いた役場に今は 50 人しか職員がいないわけでございます。スペースがいっぱいあるわけでございます。それをうまく使うとか、公共施設やコミュニティー施設なども、そういうような形で生かさなければならない。いわゆる生かせる。再生できる。利活用できる部分はかなりある。しかし、それがいろんな制度の縛りの中でうまくできていないというのも実情ではないかなと思っております。

最後になりますけれども「その他 (弾力的な補助事業について)」という形で、小さな自治体でも行政改革の努力が必要だということで、懸命に経営改革には取り組んでおります。私もちょうどこの職になりまして、6年になりますけれども、市役所職員の言うところ、国が、そして、県が、また市長さんがという中で、半世紀以上その仕組みの中でずっと仕事をしてきたわけでございますから、そのうち県から何か言ってくるだろう。あるいは国の方から何かあるだろうという待ちの姿勢だったわけでございますが、それではだめなんだということを繰り返し言う中から、やはりさまざまな面における新たな発想を持ちながら、チャレンジしようという意識が芽生えてきております。そこで小さな自治体でも国や県との連携ができるんだということで、農政部門と土木部門は県の建物に入りながら、今やっております。

実は県の出先機関の遠野地方振興局があったんですけれども、平成の大合併の再編によりまして、 遠野地方振興局がなくなりまして、約50人の県職員がいなくなりました。50人分のフロアーが空 いたわけでございます。そこで、私は、これからは県道や市道ということでやっている時代ではな いんだ。社会インフラ整備は、県も市もなく、どのような形でやったらいいのか。

1つの例なんですけれども、市役所の前は実は県管理の道路なんです。雪が降りますと、県がきてばっと除雪していくわけです。市民から見ると、なぜ市役所の前だけが一番最初に除雪されるんだ。おかしいのではないかという抗議がくるわけです。市役所の方に聞くと、あれは県道だから、県がやったからということを平気で答えていたわけです。そうではないんだ。学校があるだろう。病院があるだろう。市役所の前もさることながら、学校や病院、そういったところをまずもって除雪するのが筋ではないか。それが一番大事なんだ。あるいは県管理だから、県がやったから知らないということではいけないんだということもあって、50人ほどいなくなった県の建物に市の地域整備部という都市計画課、建設課、下水道課といった社会基盤整備をする組織が全部建物に入りまして、同じ屋根の下でやっております。市民がまいりますと、この問題であれば県の意向も聞いておかないとならない。階を上から下がって県の方にいけば、これは市の意向も聞いておかなければいけない。市の職員は上に上がっていくという形で、非常にうまくいっておりまして、これは形を変えた1つの交流ではないかと思っています。

ただ、このときにも、なぜ県の建物に市が入るんですかという話が実はありました。なぜそういうことを言うんですか。パートーナーシップで県と市町村は対等な立場でこれからの行政をやらなければならないとあなた方は言っていたのではないですかという話をいたしました。ただ、家賃も光熱水費も何とかやりくりして県に払っているのが実情でございます。その辺のところはもっとうまくやれるのではないかと、これもいろんな制度のしがらみがあって、県の建物に入るのであれば、

ちゃんと手続をとって、市がすべてお金を出さなければ入れないことになる。

もう一つは、ちょっと言い過ぎになるかもしれませんけれども、農業活性化本部という組織を立ち上げた際にも、農業改良普及所の県の職員と農協の職員と市の職員が同じフロアーで仕事をするような仕組みをつくったわけでございます。その本部長に市の職員を充てました。そうしたところ、何で市職員の指示に従わなければならないんだという県の幹部職員の話もありました。そういう時代ではないのではないか。そういうものも変えていかなければならないのではないですかと言ったんだけれども、やはりそこにもいろんな制度のしがらみがあるわけです。そして、身分やいろんな権限の問題から、指揮命令の関係からありますから、市の職員の指示に従うわけにはいかない。そして、いろいろひもといてみると、まさにそのとおりなわけです。市の職員の指示を受けられないことになっている。小さなことだけれども、規制を緩和しなければならない部分は、もっと弾力的に考えていってもいいという辺にもあるのではないのかなと思ったりもいたしております。

これからは、業務部門を越えた行政サービスの展開をやるということが非常に大事でございまして、業務ごとの施設を個別に整備する方法だけでなく、ここに書いてございますけれども、小規模多機能な施設整備により、行政サービスを展開できる可能性もあるのではないか。言うなれば、学校の中には児童館が勿論あってもいいわけですし、例えば保育所のようなものが入っていてもいいだろう。あるいはこれからは高齢化社会ですから、実は調べてみましたところ、ふれあいホームということでマンパワーがあって、若干のお年寄りを世話するような施設のある地域とない地域では、介護度いわゆる3、4にいくケースと、介護度が1、2で寝たきりにならなくてもいいというケースを調べてみましたら、ささやかだけれども、そういった施設があるところは、介護度3、4の数字が高くなっていないんです。だから、身近なところにそういうものがあれば、いわゆる寝たきり老人を増やさなくても済む。それから、経費もかけなくて済む。

空き教室であれ、学校であれ、さまざまなものをその中に利用できるのではないか。補助金も返さなくてもいい、使いなさい。あなたのところでは、それをうまく使いなさい。もう 20 年経っている、あるいは 15 年も経っている。もう自由に使っていいんだ。ちゃんと成果も出したんだからいいですという部分での新たな仕組みと申しますか、規制緩和というものがあってもいいのではないかなと思っております。

最後になりますけれども、やはり建設業が疲弊しております。しかし、私どもの地域にあっては 大きな産業でもあります。したがって、公共事業縮減という中にあって、それが仕事としてという 部分の流れは、確かに時代としてはもう大きく変わってきていると思います。

しかし、一方においては、その中で農業を守りながら、建設業という業に従事をし、そして、また地域を守り、家族を守りという仕組みはそこに成り立っているわけでございます。そういった中にございまして、建設業が農業という業に参画をする。あるいは森林産業というものに参画をするという1つの横断的なフラットな組織の中で、建設業が持っているマンパワーあるいはいろんな機械操作のオペレーターの部分におけるいろんなノウハウもあるわけでございますから、そういったようなものも生かす中にありまして、異業種参入ということになると思いますけれども、そのような仕組みをつくっていくことによって、建設業という業で1つの雇用が確保され、そこで農業も守

られれば家族も守られる。家族が守られることになると、施設を整備しなくても、おばあちゃんやおじいちゃんの世話は何とか家族でやろうということになりまして、費用もかけなくて済むというような、1つの方程式がそこに出てくるのではないかなと思っておりまして、その部分におきましては、本当に切実な課題になっております。

公共事業がどんどんなくなる。俺らは辞めろということか。仕事がないから倒産しろということかというような厳しい指摘も私も受けております。しかし、一方においては、まだまだやらなければならない森林産業なり、あるいは農業を振興するという部分の業の中に、建設業というものが果たす役割がある。それが横断的に業界同士それぞれの足らざるところ、あるいは知恵を出し合うような形で協議、議論する場というか、我々行政も入った場がないんです。業界とやってしまうと、もうそれでいいのか。言葉は悪いですけれども、癒着だぞとか、変な目で見られてしまう。

例えば建設業協会の集まりがあったら私はよく言うんですけれども、会費制なんだから、ちゃんと会費を払うんだから、どんどん行って議論しる。だけれども、やはり変な形で見られるということで、せっかくの懇親会なのに、県職員もそうですけれども、これからいい話できるのに、どぶろくなどを飲みながらやれば、もっといい知恵が出てくるのにと思うんだけれども、さっと帰ってしまうんです。そのようなケースが結構あるということも最後に申し上げまして、ちょっと時間をオーバーいたしましたけれども、地方としての規制に関わる1つの課題提供という形での意見にさせていただきたいと思っております。

川上主査 どうもありがとうございます。

では、今から質疑応答ということでお願いしたいと思います。

米田委員 よろしいですか。

リテールに入って誠に申し訳ないのですけれども、まずどぶろくの酒税法の方からまいりたいと 思いますが、まず検査に時間にかかる。検査と書類作成 80 枚というものに対する規制緩和の要望 というのは、今日承ったということでよろしいわけですね。

本田市長 そういうことです。結構でございます。

米田委員 それ以外にも、どぶろくを濾してはいけないということがある。でも、観光客の方の中には米粒がのどに引っかかると言う方もいるので、もう少し飲みやすいどぶろくにするためには、荒目でこしてあげた方がいいかなということがあるわけですね。そういう小さいことも受け付けるような規制改革を心がけてほしいということですね。

本田市長 そのとおりです。

米田委員 結局、年間6キロリットルという酒税法の最低リットルが、どぶろくは生酒で流通もしないだろうから、いろんな条件付きで農家がつくって振る舞われるのであればということで認められたにすぎないというところで、さらなる規制緩和ができたら、もっとみんなが地域おこしでお酒をつくることができるのではないかという要望ですね。

川上主査 今これは特区として、どぶろくの免許を取られたんですね。6キロリットル未満でも 取れるのだという実例をやられたわけですね。

本田市長 量の制限撤廃ということですね。

川上主査 そして、実際にやってみたけれども、税金上の問題だけで、あとは書類が大変なんだ。 要は、免許は取ったけれども、免許の資格自体は財務省なのですか。

本田市長 財務省で、免許は所轄の税務署が免許を交付することになっています。

川上主査 それに対する税金というのは、普通の酒税がかかるわけですか。

本田市長かかるわけです。アルコール度数によって税率が変わります。

岩手県遠野市随行者 3ページにも若干数字があるのですけれども、ここの棒グラフで一番下の赤いところですと、月4,000円から8,000円の間を行ったり来たりしているぐらいです。

本田市長 そうなのです。税額はね。

岩手県遠野市随行者 勿論できる度数が高ければ、その分、税金の額も上がる。度数の低いものができれば安くなるということで、一概に言えないのですけれども、大体 4,000 円から 8,000 円の間を行ったり来たりしています。

本田市長 1万円にいかないんです。だから、私は財務省に行ったときに、どぶろく、自家製濁酒は簡易判定で、例えばアルコール度数は 15 度だとみなそうということでもいいのではないか。それで課税してもいいのではないですかと言ったけれども、だめだ。それは絶対にだめだということでした。

川上主査 80枚の書類というのは、年間でそれだけということですか。

本田市長 免許を取るために出す書類です。

川上主査 最初ですね。

本田市長 そうです。最初にです。

川上主査 最初に取ってしまえば、その後はどうなのですか。

本田市長 取ってしまえば、そんなにはありません。

米田委員 度数を計測したりしないといけないのですね。

本田市長 度数は計測しなければなりません。

米田委員 それが結構大変みたいですね。

川上主査 継続して、度数を計るのですか。

本田市長 度数は、いつ仕込んで、計って、何度でというようなことをちゃんとやらなければなりません。

小田原委員 それは酒税法だからだめだという話なのですが、それを変えるのをどうして嫌がっているのですか。

本田市長 財務省は、酒税法そのものはアルコール度数によって課税をしている。それを撤廃してしまうと、酒税法そのもののアルコール度数によって課税をするということを崩してしまうことになるから、いわゆる酒税法そのものの根幹を揺るがすことになりかねない。だから、それは絶対に譲れないというのが、その後ちょっと財務省には御無沙汰していますけれども、当時の話でありました。

ただ、なぜ遠野市が全国第1号で免許をもらうような仕組みになったかというときに、これは私 も迷ったのですけれども、民宿という業を行っている人に対して、行政が手伝うのはいかがなもの かという話もあったんです。いわゆる個人営業なわけですね。先ほど言いましたとおり、農業をやり、酪農をやって、仕込みをやっているところに書類をつくれというのは無理なところがあるわけです。だから、これは地域活性化なんだ。地域振興なんだ。だから、全面的に市職員も応援しろ。大丈夫ですかと言われても、何の問題もない。市民からは市に対する苦情も全くありませんでした。逆に、うまくいったなという話の中で、確かに個人の業をやっている人を行政の立場で全面的にサポートするというのは、見方によっては、ちょっとまずいのだけれども、こういう地域特性を生かした部分にあって、それは市民も認めてくれるものであるということで、職員はサポートした。だから、書類も出せたということにつながったんです。

川上主査 その後、全国的に特区で認められた件数というのは多いのですか。

米田委員 多分70ぐらいはあると思います。

川上主査 そんなに増えたんですね。

米田委員 実はこちらの規制改革会議の「あじさい要望」などで出ているのは、どぶろくに限らず、いろんな果実酒、いろんな地域の特産の果実を使ったリキュールなどを認めてほしいとか、そういうのが結構多いんですね。

本田市長 ワインなども随分挑戦したところがあったんだけれども、みんな退けられました。

米田委員 焼酎もそうですよね。

本田市長 焼酎もそうです。やはりこれは業界との問題です。

幸いこれは余りなかったんですけれども、濁酒ということでありました。これに挑戦すると言ったら、市長何だ。我々造り酒屋をつぶす気かという話もありました。違うと言いましたけれどもね。

川上主査 一時期、地ビールかあって、盛岡の方に銀河何とかというものがありましたね。

本田市長 銀河高原ビールです。

どぶろくでつくりたいと言ったときに、財務省の方は地ビールのイメージで捉えたらしいんです。 大きな製造プラントを用意して、大量につくるのではないか。我々はぜいぜい1回の仕込みが一升 瓶で18本ぐらいという部分の中で、もてなしの範囲内でつくらさせてもらうんですということを 言いましたらば、わかってもらえました。地ビールのようなものとして、我々は考えていない。

今3年ぐらいになりますけれども、盛んに特区の方の委員会では、全国展開するという話になったのです。我々はそれは困るという主張をしたわけでございます。

川上主査 競争相手が出てくるということですね。

本田市長 必死になって汗をかいて知恵を出して、ささやかな交流人口の拡大に少し手ごたえを感じたときに、なぜこれを全国展開するんですかということで、例ですけれども、東京のビルの谷間で飲むどぶろくと、地方のいいロケーションの中で、昔懐かしい、ふるさとに帰ってきたなということを体感できるような環境の中で飲むどぶろくとでは、やはり味も違うのではないでしょうかという話をしながら、規制緩和で全国展開しようというところに、特区の認定をもらった地域だけの特区ですという地域限定にしてしまうと、新たな規制をかけることになるから、これはだめだ。だから、全国展開だという話まで出ています。それに対しては、かなり抵抗しまして、今、審議している法改正の方では、地域限定の特区もあってもいいという方向で議論いただけることになりま

した。

米田委員 特区の委員といたしまして発言しますと、一応それは認められました。

本田市長 認められたのですか。ありがとうございます。

米田委員 一応、地域限定の特区と全国展開の規制緩和の両方やろうということになりました。

本田市長 これはかなり強く言われました。あなたどぶろくと言うけれども、そんなものは昔は全国でどこでもつくっていたと言われました。何であなたのところだけの特定の権利にしてしまうんだということまで言われました。だけれども、地方は一体どうすればいいんですか。一生懸命頑張って、我々の地域は 10 年、20 年でも貴重な交流人口であるわけです。1,000 万人の都市であれば、10 年、20 年はどうにでもなるんだけれども、我々にとっては貴重だ。その部分を評価してもらえないんですかということです。

川上主

特区の方で、地域限定があってもいいのではないかということですか。

米田委員 あってもいいということになりました。多分、どぶろく特区はどぶろく特区のままでいく方針になっていると思います。

本田市長 ありがとうございます。我々も1つの既得権として、自分たちの方で抱え込むつもりはないんです。全国どこでもそういったものをやればいいんですけれども、東京の銀座でも、どこでもとなるよりは、その中で地域特性というものがあった方がいいですよね。

米田委員 ただ、有期限付きかもしれないです。

本田市長 期間限定だと言っていましたね。

米田委員 そうです。何年間は一応先行利得を認めましょうという形で、未来永劫というのは決まっていないです。

本田市長 ただ、そうなってくると、さまざまな形で、これはある意味ではぼやきにもなり、嘆きにもなるんですけれども、私らはそれは言ってはならない。やはり小さな地域でもまず身の丈で頑張ろうと言っているときに、規制緩和という名の下に、先ほど言いましたとおり、例えば交付税も宅地にはそれなりに配慮されているけれども、森林には配慮されていない。どうしようもなくなってしまう。うちにとっては、地目が宅地ということは余りないわけですから、こういった部分で、どうしても地方の実情がまだきちんと捉えていないのではないのかなという苛立ちはあります。

川上主査 特区とこちらは違いますのでね。こちらでは、全国的なことになると思います。今の どぶろくの度数に関しての取扱いはどうなるんですかね。

米田委員 こちら側ですよね。

小田原委員 規制緩和なり市場化を求めていくとすれば、今の話は非常に厳しいのではないんですか。

事務局 特区制度の中の一部をいじってほしいということですか。

本田市長 特区制度の中における、製造の過程における規制です。

事務局 例えばアルコール度数によって、酒税額が変わるということなどですね。

本田市長 アルコール度数であるとか、あるいは濾すという部分などです。絶対に濾してはならぬということは、強く言われています。

川上主査 度数の問題、手続上の問題、濾す問題ですね。

事務局 特区の方になるのではないかと思います。

川上主査 特区の要望ですか。

事務局 そうだと思われます。

小田原委員 規制緩和にはなじまないのですか。

岩村企画官 規制緩和になじまないという話ではないのですが、要するに、構造改革特区のいわゆる特区法の中で、どぶろくの製造などは酒税法の特例で抜いているわけなんです。度数をはからなければいかぬとか、濾すとどぶろくではなくて清酒になるとか、濾してはいけないというものも、ある意味、酒税法の世界の中で規定があるものですから、今回、遠野市さんの方で御要望になって、濾してもいいのではないかとか、手続を簡素化してもいいではないかということになると、ある意味、特区の世界の中で完結するというか、要するに、どぶろく特区の世界の中で、また特例措置を求めているという整理になると思います。

川上主査 これは米田先生の特区の方でやることかもしれないですね。

米田委員 事務局からちゃんとそれは伝えてくださいね。

岩村企画官 はい。

米田委員 今、酒税を規制改革でやるか、特区でやるかで切り分けの話がありましたね。

事務局 どの案件をやるかということですね。

岩村企画官 濾す濾さないの話は、特区室の方で担当しております。

川上主査 やっているわけですか。

岩村企画官 特区室の方に要望がいっていて、向こうで処理をしているということです。

本田市長 そういう形で要望を出しております。

米田委員 事務局からしっかり伝えていただけますか。

岩村企画官 そこの仕切りは、きちんとできています。

米田委員 私は確かに伺いました。

本田市長 ありがとうございます。

川上主査では、これは事務局の方から特区の方に伝えるということで、お願いします。

岩村企画官 はい。

米田委員 ただ、いずれにしても、例えばほかに焼酎や果実酒とかいろいろと、規制改革要望が「あじさい」で出ておりますのが、それはもしリットルの制限がなくなっても、その後に検査などが入るというのは、しっかり把握しておく必要があるので、それは結構いいヒアリングだと思います。

岩村企画官 はい。

川上主査 余り先行者利得がなくなっても困るでしょうしということもあるんですね。

米田委員 先行者利得の問題と今の書類の簡素化の問題は、別の問題です。

川上主査 要するに、どこでもどぶろくができるようになると、売り物にできなくなる、特徴がなくなるわけですからね。せっかく特徴をつくったどぶろくを残すには、ある程度、地域限定とい

うものは必要でしょうね。

本田市長 平成の大合併の後、我々基礎的自治体のあるべき姿というのは、勿論、国レベルで大きな議論をされていくでしょうけれども、現実問題としては、地域も守るあるいは地域を活性化するという部分につきましては、全国一律の中でさまざまな仕組みができている。その中でこうすればいいのになというんだけれども、そこができないというもどかしさとじれったさ、しかし、それを越えられないという部分があります。

川上主査 地域限定もどの地域までを1つとするか。例えば岩手県だったら1か所でいいんですとか、そういう振り分けというのはなかなか難しいかもわからないですね。

本田市長 それはありますね。

川上主査 ただ、ここの趣旨から言えば、全面的に規制緩和をやりましょうということです。どちらかというと、どこでもどぶろくをつくってもいいのではないですかとか、ここの立場から言えばそういう立場なんです。競争は競争でやってもらいましょう。

本田市長 競争は競争でとなると、我々地方はどうしても太刀打ちできません。

川上主査 それで今回地域振興というものが、この会議でできたのです。

先ほども会議があって、今までの規制改革の立場から見れば、経済の発展のために、あるいは経済の活性化のために、あるいはグローバルな競争のために規制改革をやりましょうという立場になるのです。でも、その中での地域との兼ね合いが非常に難しいところになるというのも事実なんです。今のどぶろくの件は、どちらかというと、特区の方に要望ということであれしていただければと思います。

米田委員 今日、2番目の話題になりました補助金適正化法の弾力運用というか、もっと可変のあるものにしてほしいというのは、全国要望ですね。

本田市長 これは是非制度のしがらみの部分で、ある意味では、もったいない、何とか生かしたい。こうすればうまくいくのになというのは、私のところも小さな一市一村の中でありますから、 そんな感じなのですけれども、この合併によって、そういったものはいっぱい出てきています。

川上主査 現実にそれを使おうと思ったら使えないですか。

本田市長 使えないです。

川上主査 目的外だったらどうなんですか。

本田市長 目的外だから補助金を返してもらいますとなれば、確かにいろんな抜け道もあるし、 ストーリーのつくり方によってはいいと言いながらも、国の各省庁の縦割りの中にあって、何とし ても動きが取れないという部分はあります。

川上主査 実際に使いたいけれども、使えないという実情があるんですね。

本田市長 あります。

川上主査 それは特にどういう建物ですか。

本田市長 公共施設などは、そういったものが随分多いです。学校などは特にあります。

施設で言えば、文科省関係は随分多いです。どうしても、そういったものをつくってきたことになりますからね。

川上主査 例えば学校です。私は山口県の下関なのですが、一市四町が合併したんです。合併して、この前、市長にお会いして話を聞いたら、合併したから人数が少なくなって廃校が出てくる。 そういうものを使うには、補助金適化法の関係でどうですかと聞いたら、特には聞いていないのですがという話でした。要するに、まだ目的外に使おうとして動いていない。

米田委員 山口県の下関市というと、山口県最大の都市なんです。

私も山口県民なのですが、山口県下関市で大丈夫だからといって、遠野市では違う。

本田市長 やはり違います。

川上主査 違うのですか。

米田委員 山口で発展しているのは、下関だけです。

本田市長 東北市長会があって、会長は仙台市長です。100万人です。そして、政令指定都市ですから、県並みの権限を持っている市町村なわけです。しかし、3万人の遠野市も市長会のメンバーなんです。だから、岩手県でも30万人の盛岡市が市長会の会長であって、ですから、3万人の遠野市も市長会のメンバーなんです。

ある首都圏の首長さんから、あなたのところは市だろうと言われました。実は産婦人科医もいなければ、整形外科医もいないんです。県立病院はあるのですけれども、医師の充足率は 70% なんです。毎日 100 人を超す腰が痛い、ひざが痛いというお年寄りの行くお医者さんすらないんです。そうしたら、ある首都圏の首長さんから、本田さんのところは市でしょうと言われたんです。市ですと答えました。だけれども、お産もできないんです。けがもできないんですという話をしたら、信じられないと言われたんです。でも、それが 1 つの現実なんです。

今、妊婦には盛岡まで行く交通費の半額助成をしながら、少しでも経済的な負担を軽くしようと いう給付の策をとっています。

川上主査 整形外科医もいないんですか。

本田市長 整形外科医もいないんです。県立病院にもいないんです。

川上主査 産婦人科医はわかりますけれどもね。

米田委員 下関市という山口県一の都市の市長さんに聞かずに、私の地元の柳井市、人口3万人のようなところに来ていただいて聞いていただくと、全然違う答えが返ってきます。北九州工業地帯の一番の都市の市長さんに聞かれて困っていないと言われたから、地方自治体は困っていないと思われたら、ちょっと困ります。

川上主査 東京辺りは学校が随分減っているみたいで、そういうところの有効利用は、これは事務局に聞いてもらったら、問題ないのだということでした。

米田委員 東京でもない、下関でもないところが、日本のほとんどなんですから、東京でヒアリングして、下関でヒアリングして困っていないから、ここは困っていませんと言われると、地域の声を聞いていないとなってしまうおそれがあります。

本田市長 今、病院も医師不足の中で再編、学校も少子化の中で再編、高等学校も岩手県は 92 か 93 あったんですけれども、それをどんどん統廃合して、60 ぐらいまでに再編しようとしています。うちでも、平成 21 年に情報ビジネス校という高校が1つ廃校になるんです。そうすると、そ

こも校舎がどんと空くんです。そういったものが、どんどん出てきます。

川上主査 例えば学校があります。廃校になる。現在、何も使っていない。廃校を地域住民のために公民館的に使いましょう。それもだめなわけですね。

本田市長 勿論、先ほど言ったように、ストーリーの書き方によるのだけれども、やはり目的外使用になるから、補助金は返してもらわなければならないというような壁に必ず突き当たってしまうんです。だから、ある一定の 15 年、20 年という中にあったら、もう返さなくてもいい。使いなさい。極論ですけれども、そういう地方への 1 つの応援の仕方があってもいいのではないかと思います。

川上主査 そういうニーズというか、例えば学校が一番対象になるかわからぬけれども、学校辺 りを何かほかの目的に使いたいという要望はいろいろありますか。

本田市長 あります。特に高齢人口がどんどん増えていきますから、施設はこれ以上つくれないです。だから、そこで高齢者の方々が集いながら、介護ケアなり筋力トレーニングをするような場もあれば、とにかく寝たきりにしないという対応をしていかなければ、これから団塊の世代の中で、そういったニーズがどんどん増える一方ですから、そういったものに対する対応という新たなニーズが出てくると思います。それに対する、我々の1つのストックというか、資産というか、施設を生かすという部分がございます。

実は学校給食なども、既に 30 年近く経って、どこの地域も地方も学校給食施設の更新の時期にきているんです。文科省の補助金の中で全部やっていきますと、今の児童生徒の中で整備するわけです。間違えなく、児童生徒が減って、そして、土日、祝日、夏休み、春休み、冬休み、年間半分しか動いていないのが学校給食なんです。我々はそれを 365 日生かしたいと思うのだけれども、これも文科省からすると無理ですということになる。あくまでも学校給食の今のキャパの中でやりなさいということになってくるから、ある意味では、無駄な施設なんです。

米田委員 学校給食がもし学校と高齢者用と両方に使えるのであれば、1つの施設がフルに稼働するのですね。

本田市長 365 日稼働するわけです。

米田委員 雇用も守れて、お年寄りも喜ぶということですものね。

本田市長 そうです。

川上主査 学校給食というのは、民間ではないんですね。全部補助金をもらっているのですか。 本田市長 民間のケースも随分出てきています。我々もPFI的なこともやっています。

小田原委員 民間委託すれば、変わってくるのではないですかね。

本田市長 でも、立ち上げるときには、民間でもある程度金融集積があって、体力のあるところ であればできますけれども、民間そのものの体力がない我々のような地域にあっては、いわゆる補助金などの財源に頼らざるを得ないのです。

米田委員 それいいですね。私はこの週末に山口県柳井市に帰っていたんです。同じように、廃校をもっと違うものに使いたいという要望を承って帰ってきたところなんです。柳井市にはあるんです。

川上主査 使いたいけれども、使えないということですね。

小田原委員 かなり弾力化されてきているのだけれども、面倒くさい部分が残っています。

本田市長 確かにかなり弾力化はされてきています。

米田委員 柳井市には給食センターがあるんです。同じ問題を抱えているわけです。もし給食センターを学校給食と高齢者用の両方に使えたら、本当にいいアイデアですね。今いいアイデアをいただいたので、今後是非検討してみたいと思います。それも規制改革要望で出していただけませんか。

本田市長 児童生徒の減少は間違えありませんからね。

米田委員 でも、給食はやはり要るのですよね。

本田市長 遠野市全体で、今、子どもたちに1日2,700食つくっています。これが毎年減っていくわけです。

米田委員 でも、高齢者は毎年増えていくわけですね。

本田市長 高齢者は逆に増えていきます。

米田委員 そうしたら、両方に使えたらいいですね。

本田市長 やはり現実問題として、一人暮らし老人や老夫婦の食生活が乱れているわけです。ボランティアの力を借りながら、きちんとした食を提供するという仕組みもつくっていかなければ、気の毒な例があるのです。

川上主査 基本的に目的外に使いたいというのは、自治体が主体を持ってやりたいということなんでしょうか。それともそれを民間に委託するのですか。

本田市長 給食の在り方などは、民間のノウハウでしょうね。私はそう思います。

川上主査 例えば、高齢者向けに使いたいという場合はどうですか。

本田市長 そういったものも1つのいわゆる業としてというか、ビジネスとして捉えながら、あとは行政がどう応援するかという仕組みになると思います。

川上主査 行政が立ち上げていって、できれば民間の方にいくということですね。

本田市長 そうなってくると思います。

米田委員 規制改革の地方振興でこれから検討しようかという中に、指定管理者制度があるんです。指定管理者制度で民間開放するのだけれども、そのときに公務を民間開放しているだけで、本当であれば、例えば給食センターを民間開放したときに、指定管理者にしたときに、本当はもっとこんなふうに使えればいいのにという目的外が、当然民間がその事業を持ったら、もっとこんなふうにできるなというアイデアが出るわけですが、それが実際はもともとある公務の要件に縛られてできないので、もっと自由にさせてくださいという要望が、実はこの会議に寄せられています。

本田市長 それは必要だと思います。やはり民間のノウハウの中で、フルにその施設を生かす部分があっていいと思います。

米田委員 例えば給食センターを民間委託したら、民間の方はこれは高齢者にも使えるといった ときに、もともと目的が給食ということですから、ほかができないということですよね。

本田市長 20年ぐらい前から、障害施設であるとか老人施設であるとか、いろいろな施設ができ

ました。厨房もつくり、栄養士さんも雇ってやっていたんですけれども、いずれの厨房も、今、更新時期にきているんです。介護保険制度の措置費から、いわゆる利用者負担という形に大きく変わりました。ですから、社会福祉法人も今やりくりが大変なんです。そして、人件費も上がってきているんです。人件費もなかなかできない。しかし、利用者負担になってくるから、利用者に余り負担を求めるわけにはいかない。今までであれば、措置費の中で十分措置されていたんだけれども、それすらうまくいかなくなってきているとなれば、その部分での厨房なり給食という部分は、学校給食だけではなくて、高齢者の施設の部分に対しても切り込めるような、地域でそういったものを1つつくれるのではないかと思っています。この辺なども、新たな仕組みとして、少子高齢化の部分における1つのニーズにマッチングしたような施設をつくる。食育法というのは、食育という部分で、私は非常に関心を持っているんです。

事務局 済みません。事務局から1点よろしいですか。

我々も補助金適正化法は是非取り組んでいきたいと考えていまして、役所と折衝するに当たって、 実際こういうふうに転用しようとしたんだけれども、相談した結果できなかったという事例がある と非常にありがたい。ある意味、具体例で困っている人がいるから、こういうふうに変えられませ んかという話ができるのですけれども、先ほどの学校給食センターの場合は、実際に相談されてだ めだと言われた事例ですか。

本田市長 まだそこまでではないです。ただ、うちも 30 年になりますから、旧宮守村と旧遠野市に給食センターがあるものですから、これを統合してつくりたいと思っているのです。つくるときに、今のような発想で 365 日稼働できるような、あるいは民間のノウハウをフルに生かせるような施設にもっていきたいと思っているのです。

事務局 例えばこういうふうに転用して、実際に断られた、できなかった事例はありますか。例 えば学校を何かに変えようとして相談したけれども、だめだったというものはありますか。

小田原委員 先ほどの話のお話の中では、児童館、保育所、ふれあいセンターをつくりたいという話があったけれども、それを申請してだめだと言われた例があるかどうかです。

本田市長 だめだとは言わないんです。やはりこれをクリアーしなければいけない、こういう手続をとらなければならない。やれるんだけれども、手続の問題でこれを満たさなければだめだとか、この要件をあれしなければいけないとか、さまざまな形であるのです。やれると言いながらも、目に見えないものがあるのです。

事務局 そうすると、転用の基準のようなものがあって、そのハードルが非常に高いので、現実 論として、そのハードルを越えられないということですね。

本田市長 越えられないんです。

米田委員 実際は地域再生計画などでも、学校から介護施設への転用は、これとこれとこれとこれを認めればできるというのが書いてはあります。実際にそれを全部満たしてやろうと思うと、本当に不自由ですよね。

本田市長 だから、特区でも次々にいろいろなことを提案したんです。そうすると、各省庁から くるのは、現行法でできる、可能だという回答なんです。実際やるとなると、いろいろあるんです。 川上主査 面倒だから現実にはできないんですね。

本田市長 だから、そこは規制緩和の中でやっていくことになるのではないかと思います。現行 法で可能だという回答は、大体くるんです。

川上主査 可能だけれども、現実的にできなかったという事例を、もう少しまとめて教えていた だければと思います。

本田市長 わかりました。

川上主査 あるいは断られたというものもございましたら、また教えていただければと思います。 その辺がたくさんあると、折衝もしやすいということです。やはり具体例がないと、なかなか進み ませんからね。

本田市長 わかりました。

川上主査 あとは地域産業の活性化で、木材の件、森林整備の件が出ていましたが、この辺になると、米田さんの出番ですね。

米田委員 農林水産業グループで是非検討させていただきたいと思っております。本当は農林水産業のグループの方にも来ていただければよかったですね。

本田市長 米田先生、農業の方にはさまざまなものがあるんですが、声を出さない我々地方にも 責任があるのではないかと思うんですけれども、森林産業というか山は意外と議論されていないん です。

米田委員 私は、規制改革会議に林業を持ち込んだ張本人でございます。

本田市長 これは我々地方の方にも問題があるかもしれません。

川上主査 先ほど建設業の参入ができればいいということがありました。それは、今、建設業が 参入しようと思っても、規制があるということですか。

米田委員 そんなことないです。林業に関しては、規制はほとんどないです。

本田市長 仕組みとして、補助金と交付金の部分の整理がされていないような受け止め方を私はしております。制度はいっぱいあるんです。

川上主査 農業への参入というのは、建設業がやった例はあるのですか。

本田市長 あります。

米田委員 遠野の場合は2社です。遠野建設工業さんのホウレンソウ栽培ともう1社のキノコ栽培ですね。

川上主査 それはうまくいったのですか。

本田市長 まさに何とかかんとか頑張ってもらっています。ただ、そこに今度は流通という1つ の流れがありまして、農協さんを中心とした流通ルートとうまくできなくて、物はできるんだけれ ども、それをうまくできない部分があります。

川上主査 農協が障害になっているということですね。

本田市長 障害になっています。この部分にも、何かの形で手を入れていかなければならないのではないか。岩手県も農協を6つに再編しようということで、今、大きく動き出しましたから、その中でやはり流通の問題なども考えていかなければならないのではないかと思います。

米田委員 遠野建設工業さんは、一番最初に農協経営で補助金が出たんですね。それで農協にホウレンソウを収めなくてはいけなくなったところが、実はつまづきの初めで、大変ですね。

本田市長 ほとんどうまみがなかったわけです。

米田委員 そうですよね。今、一生懸命缶詰にしたりして、新しい流通を開拓しようとしている のです。

川上主査 農協を外して流通して利益を上げようと思ったけれども、結局、農協経営でないとだめということですか。

本田市長 そこから補助金が入っていますからね。この部分ももうちょっと考えていかなければならないのではないかと思っています。

川上主査 農協だと大変な問題ですね。農協に風穴をあけるというのは、非常に大変なことです。本田市長 この言葉は使ってはならないかもしれませんけれども、今、農家のための農協になっていないんです。これは何も岩手だけではなくて、全国的かもしれませんけれども、やはり金融機関であり、サラ金化していると極論する方もおりますけれども、農家の方々は、考えてみたら一生懸命頑張っていたのに、通帳を見たら本当に微々たるぐらいしかなくて、あとはみんな差っ引かれていたとなっていますからね。この辺のところも、だれのためなのかということを考えると、農協の仕組みも大きく変えていかなければならないのではないかと思います。

川上主査 一番の基ですからね。

大体こんなところでよろしいですか。あとお聞きしたいことはございますか。

一応これでヒアリングは終わらせていただきますが、今日は我々がわからないことを、本当にいるいるとありがとうございました。

米田委員 遠路はるばるありがとうございました。

小田原委員 遠くからありがとうございました。

本田市長 特に十分な提案ができず、あるいはちょっと中途半端な形になったところもございますけれども、こういう機会をいただいて、地方の声を少しでもという部分では、私はこうして仕事をしていて、内閣府という組織は非常に私はありがたいと思っています。

これも繰り返し今まで言ってきておりましたけれども、例えば市町村の立場からすると、県の出 先に行って、それから、県本庁に行って、そこでああでもないこうでもないとやりとりをして、例 えば国の出先機関にやっとたどり着く。そこでまたいろいろ言われて、本省に来たら、もうくたび れ果てて、戦力も何もなくなって、くたっとなって、何で今ごろ持ってきたという話をされること が結構あるんです。

内閣府という組織ができて、1つのインターネットのような手法の中で、直接、霞が関とやりとりができる。内閣府という組織の中にあっては、この問題は農水省のここだとか、あるいは文科省のここだとか、あるいは経産省に行けばこういうものがあるという1つのナビゲーターというか、そういった機能は、うちの小さな地域で、目には見えないけれども、市職員の意識改革にもすごい大きな効果があったのではないか、成果があったのではないかと思っております。やはり国の存在が近くなったし、また我々の小さな自治体でも、直接このような形で意見も述べる、あるいは議論

してもらえる、あるいは話も聞いてもらえる。それによって、いろいろな形で逆に知恵もいただけるという仕組みの中で、内閣府という組織は、私は自分でこうしてやってみて、本当によかったなと思います。

川上主査 私どもも御意見がいろいろと聞けてよかったと思っていますので、今日はどうもありがとうございました。

本田市長 是非お願いをしたいと思います。

川上主査 ありがとうございます。

本田市長 よろしくお願いいたします。

川上主査 今、大体終わったところです。

安念委員 済みません。本当に申し訳ございませんでした。

川上主査 最後に何かありましたら、1点ここだけ聞いておこうというものがあったら、どうぞ。

安念委員 補助金をくれたからといって、やはり偉そうな顔をするなということではないですか。 要するに、お前から金をもらったわけではない。一番いい使い方というのは、地元の人間が知って いるに決まっているんです。私も全くそう思います。

川上主査 補助金適化法の件は、目的外に使いたい用途がいろいろあるようですから、その辺は きちっとやりたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

(岩手県遠野市関係者退室)